

緩和薬物療法に関する施設間情報連絡書の運用について

<目的>

緩和薬物療法に関する施設間情報連絡書の運用については、患者のプライバシー保護を遵守し、保険薬局と兵庫医科大学病院が適切な情報交換を行うことにより、患者に質の高い緩和薬物療法を提供することを目的とする。

<対象患者>

- I. より質の高い緩和薬物療法を行うために兵庫医科大学病院からの情報提供を必要とする患者
 - II. 兵庫医科大学病院に患者情報を連絡・照会することに同意が得られた患者
- 上記 I、II の条件を両方とも満たす患者

<運用の流れ>

①保険薬局での同意の取得

患者に兵庫医科大学病院から診療や処方に関する事柄についての情報の取得を行ってよいかどうかを口頭にて説明を行い、患者に確認の上、連携様式①を使用し、同意を得る。連携様式①は、保険薬局にて保管を行う。

②兵庫医科大学病院への情報連絡依頼

連携様式②に必要事項を記載し、兵庫医科大学病院薬剤部（FAX：0798-45-6190）宛に FAX の送信または薬剤部薬品情報管理室へ直接持参する。

③兵庫医科大学病院薬剤部（以下、薬剤部）から保険薬局への返信

薬剤部より連絡内容に基づき主治医に確認を行う。

主治医からの連絡内容に対する対応への許可が得られれば、薬剤部より連携様式②の返信内容の項に対応事項を記載し、保険薬局へ FAX または直接持参し、対応を行う。

④兵庫医科大学病院電子カルテ上の薬剤師記録に対応事項を記載

<注意事項>

- ①患者情報にはプライバシーにかかわる部分が多いため、同意の取得や情報の取り扱いには十分に注意を払う。そのため、連絡内容によっては提供できない患者情報がある場合もある。
- ②本運用は疑義照会に対応するものではないので、処方への疑義は直接処方医に行うこと。

以上